

福岡県公報

平成17年6月10日
第2398号

目 次

告 示 (第1129号—第1146号の2)

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 1
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 4
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) 7
○道路の供用の開始	(道路維持課) 7
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) 7
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 8
○漁業共済の加入区の設定	(水産振興課) 8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 9
○大規模小売店舗立地法附則第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 9
○大規模小売店舗立地法附則第6条第2項の規定に基づく変更の届出	

(商業・地域経済課) 10

(畜産課) 10

(総務事務センター) 10

(警察本部会計課) 14

(教育庁総務課) 17

(教育庁生涯学習課) 17

公 告

- 家畜伝染病の発生
- 競争入札参加者の資格等
- 一般競争入札の実施
- 落札者等の公示

教育委員会

- 博物館の登録

正 誤

- 包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 (平成十七年五月監査委員告示第三号) 中正誤 18

告 示

福岡県告示第1129号

大善寺南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
田 中 康 文	久留米市三潴町高三潴185番地4
富 安 三十六	" 大善寺町夜明1088番地2
川 島 正 喜	" " 藤吉726番地1
寺 崎 紀 明	" " 黒田278番地
内 田 真 義	" " 夜明752番地
川 島 博 規	" " 藤吉725番地1の1
光 山 太喜夫	" " 黒田207番地

田中博文	〃 三潴町高三瀬109番地1
富松秀一	〃 " 593番地1

2 退任監事

氏名	住所
諸藤義人	久留米市大善寺町夜明1185番地5
田中榮壽	〃 三瀬町高三瀬324番地4
山崎繁	〃 大善寺町藤吉763番地

3 就任理事

氏名	住所
田中康文	久留米市三瀬町高三瀬185番地4
富安三十六	〃 大善寺町夜明1088番地2
山崎繁	〃 " 藤吉763番地
光山太喜夫	〃 " 黒田207番地
益村孝	〃 " 夜明744番地1
川島博規	〃 " 藤吉725番地1の1
寺崎紀明	〃 " 黒田278番地
富松秀一	〃 三瀬町高三瀬593番地1
富松昇	〃 " " 309番地1

4 就任監事

氏名	住所
津留崎一義	久留米市大善寺町藤吉738番地
諸藤権次	〃 " 夜明1233番地
富松隆晴	〃 三瀬町高三瀬533番地

福岡県告示第1130号

第一大橋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生渡

1 退任理事

氏名	住所
鹿毛林	久留米市大橋町常持919番地2の1
中野義則	〃 " " 367番地1
石井保利	〃 " 合楽538番地3
秋永一芳	〃 " 常持1167番地1
平塚英敏	〃 " " 374番地2
西田信輝	〃 " 合楽864番地3
柳瀬哲	〃 " " 184番地1
穴見治義	〃 草野町草野835番地1
秋永昌昭	〃 大橋町常持230番地1
島津清晴	〃 善導寺町島705番地
西田満博	〃 大橋町合楽406番地
石橋一男	〃 田主丸町中尾1774番地2
山川茂之	〃 大橋町常持836番地
久保山一年	〃 田主丸町中尾1205番地
古賀一成	〃 大橋町常持935番地2
宮崎文利	〃 草野町矢作131番地4
中村康胤	〃 大橋町合楽422番地

2 退任監事

氏名	住所
柳瀬磨	久留米市大橋町合楽206番地
古賀安森	〃 " 常持1045番地17
西坂喜八	〃 善導寺町島660番地

3 就任理事

氏名	住所
鹿毛林	久留米市大橋町常持919番地2の1
中野義則	〃 〃 〃 367番地1
石井保利	〃 〃 合楽538番地3
秋永一芳	〃 〃 常持1167番地1
平塚英敏	〃 〃 〃 374番地2
西田信輝	〃 〃 合楽864番地3
柳瀬哲	〃 〃 〃 184番地1
穴見治義	〃 草野町草野835番地1
秋永昌昭	〃 大橋町常持230番地1
島津清晴	〃 善導寺町島705番地
西田満博	〃 大橋町合楽406番地
石橋一男	〃 田主丸町中尾1774番地2
山川茂之	〃 大橋町常持836番地
久保山一年	〃 田主丸町中尾1205番地
古賀一成	〃 大橋町常持935番地2
宮崎文利	〃 草野町矢作131番地4
中村康胤	〃 大橋町合楽422番地

4 就任監事

氏名	住所
柳瀬磨	久留米市大橋町合楽206番地
古賀安森	〃 〃 常持1045番地17
西坂喜八	〃 〃 善道寺町島660番地

福岡県告示第1131号

筑後川土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
荒巻隆雄	久留米市荒木町今218番地4
一木英司	〃 〃 白口1628番地2
伊藤三十四	小郡市寺福童499番地114
緒方登志安	久留米市安武町安武本618番地
尾形文清	〃 〃 武島3139番地
倉重敏明	〃 城島町下青木506番地
古賀平	〃 三瀬町草場165番地4
古賀次夫	大川市大字中古賀632番地
権藤貞己	久留米市城島町江上674番地2
坂井昭	〃 〃 大依380番地1
新開昭一	〃 津福今町421番地5
寺島博文	〃 三瀬町玉満3608番地
永田義章	〃 〃 田川54番地2
中村美朗	〃 城島町江島433番地
野田登喜雄	三瀬郡大木町大字横溝828番地
馬場英二	久留米市安武町住吉1395番地1
吉山正利	〃 大善寺町宮本1033番地5

2 退任監事

氏名	住所
池口盛秋	久留米市城島町江上1367番地
川島正弘	〃 荒木町下荒木232番地1
木下重喜	〃 三瀬町清松480番地

3 就任理事

氏名	住所

荒 卷 隆 雄	久留米市荒木町今218番地 4
一 木 英 司	〃 〃 白口1628番地 2
今 泉 賢 三	〃 城島町江上本1784番地
伊 藤 三 十 四	小郡市寺福童499番地114
今 村 信 義	久留米市城島町樫津473番地10
緒 方 登志安	〃 安武町安武本618番地
尾 形 文 清	〃 〃 武島3139番地
古 賀 平	〃 三瀬町草場165番地 4
古 賀 次 夫	大川市大字中古賀160番地
後 藤 満 行	〃 大字下林608番地
酒 見 定 夫	久留米市三瀬町玉満4268番地
新 開 昭 一	〃 津福今町421番地 5
富 田 繁 美	〃 城島町四郎丸118番地 1
永 田 純 生	〃 三瀬町玉満2282番地 1
馬 場 英 二	〃 安武町住吉1386番地 2
堀 田 益 己	三瀬郡大木町大字横溝624番地
吉 山 正 利	久留米市大善寺町宮本1033番地 5

4 就任監事

氏 名	住 所
川 島 正 弘	久留米市荒木町下荒木232番地 1
境 梅 典	〃 城島町江上516番地 1
毛 利 文 敏	〃 三瀬町早津崎794番地 2

福岡県告示第1132号

嘉穂土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
圓 入 春 平	嘉穂郡嘉穂町大字馬見571番地の 1
小 路 昌 英	〃 〃 大字小野谷792番地

2 退任監事

氏 名	住 所
田 中 新 光	嘉穂郡嘉穂町大字椎木294番地

3 就任理事

氏 名	住 所
繩 田 忠 實	嘉穂郡嘉穂町大字馬見581番地
大 里 修 二	〃 〃 大字桑野3199番地

4 就任監事

氏 名	住 所
繩 田 榮 藏	嘉穂郡嘉穂町大字馬見615番地 1

福岡県告示第1133号

柳川西部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
待 鳥 敏 夫	柳川市吉原307番地

福岡県告示第1134号

大川中部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和

24年法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
石橋輝光	大川市大字三丸1150番地2
岡倉次	〃 大字三丸1586番地
岡宇三登	〃 大字三丸1511番地
岡和光	〃 大字三丸1559番地1
岡健次郎	〃 大字三丸1762番地1
古賀充	〃 大字三丸1969番地
石橋克巳	〃 大字三丸1012番地1
石橋一	〃 大字三丸763番地3
東和弘	〃 大字幡保155・156番地、4
坂井力	〃 大字坂井27番地
坂井廣之	〃 大字坂井191番地
志牟田幸夫	〃 大字坂井393番地
志牟田顯	〃 大字坂井699番地
金子高男	柳川市西浜武50・51番地
古賀春雄	〃 大字田脇502番地2

2 退任監事

氏名	住所
北原司	柳川市田脇492番地
岡政巳	大川市大字三丸40番地1
石橋勝	〃 大字三丸2074番地1
吉村和昭	〃 大字坂井164番地

3 就任理事

氏名	住所
石橋輝光	大川市大字三丸1150番地2
岡倉次	〃 大字三丸1586番地
岡宇三登	〃 大字三丸1511番地
岡嘉津美	〃 大字三丸169番地2
岡健次郎	〃 大字三丸1762番地1
古賀一夫	〃 大字三丸1956番地
石橋克巳	〃 大字三丸1012番地1
石橋一	〃 大字三丸763番地3
東和弘	〃 大字幡保155・156番地、4
坂井廣之	〃 大字坂井191番地
坂井力	〃 大字坂井27番地
志牟田巖	〃 大字坂井694番地
中原泰典	〃 大字坂井377番地
古賀春雄	柳川市田脇502番地2
金子高男	〃 西浜武50・51番地

4 就任監事

氏名	住所
北原司	柳川市田脇492番地
岡好幸	大川市大字三丸172番地2
下川榮治	〃 大字三丸1902番地2
志牟田憲一	〃 大字坂井367番地1

福岡県告示第1135号

椎田拓土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
牛島常雄	築上郡椎田町大字湊1368番地
出口 恵	〃 〃 大字小原717番地3
磯部 隆	〃 〃 大字湊1366番地
森 征一郎	〃 〃 大字有安531番地
日高清治	〃 〃 大字湊1363番地
牛島好太郎	〃 〃 〃 1367番地

2 退任監事

氏名	住所
平野新一	築上郡椎田町大字上り松927番地4
植田唯幸	〃 〃 大字湊109番地1

3 就任理事

氏名	住所
鐘ヶ江和馬	築上郡椎田町大字湊1370番地
福田美次	〃 〃 大字上ノ河内478番地
山口賢司	〃 〃 大字湊1369番地
吉原秀嘉	〃 〃 〃 1372番地
田中祐輔	〃 〃 〃 1382番地2
平野力範	〃 〃 大字坂本117番地1

4 就任監事

氏名	住所
荒石隆一	築上郡椎田町大字上ノ河内961番地
池田進	〃 〃 大字湊1090番地2

福岡県告示第1136号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市仲畑1丁目164番1及び165番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市仲畑1丁目37番27号

城戸 孫泉

福岡県告示第1137号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市横隈字出口10-1、10-3から10-13まで、18-5から18-8まで、19-1
、19-3から19-16まで並びに水路である国有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市三沢2964番地の7

山下不動産 山下 光俊

福岡県告示第1138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
北九州	県道	中間宮田線	前	中間市中間8137番先から同市大字垣生145番2先まで	23.8 ～ 90.0	443.0
			後	中間市中間8137番先から同市大字垣生145番2先まで	23.8 ～ 85.0	443.0

福岡県告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
甘木	一般国道	500号	前	甘木市大字上秋月342番1先から同市大字上秋月757番1先まで	4.0 ～ 11.0	200.0
			後	同上	4.0 ～ 11.0	200.0

福岡県告示第1140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年6月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
甘木	500号	甘木市大字上秋月342番1先から同市大字上秋月757番1先まで

福岡県告示第1141号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年5月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）マックスバリュ志免店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字別府字池尻489-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
マックスバリュ九州株式会社	福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
マックスバリュ九州株式会社	福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

その他未定	
-------	--

4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年1月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,821m²

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県糟屋郡志免町大字別府字池尻489-1 外	134

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県糟屋郡志免町大字別府字池尻489-1 外	84

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県糟屋郡志免町大字別府字池尻489-1 外	77.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県糟屋郡志免町大字別府字池尻489-1 外	32.6

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ九州株式会社		24時間
その他未定		

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県糟屋郡志免町大字別府字池尻489-1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時

福岡県告示第1142号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年5月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー吉井ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県うきは市吉井町鷹取字宮井56番1 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後
	開店時刻	閉店時刻	
株式会社サニー	午前10時	午後9時	24時間

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後9時30分まで	24時間

福岡県告示第1143号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条第1項第2号

口及び漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号。以下「令」という。）第9条第1項から第6項までの規定に基づき、法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域及び区分（漁業共済の加入区）を定めたので、令第9条第7項において準用する令第7条第3項の規定により、次のように公示する。

漁業共済の加入区の設定（平成8年12月福岡県告示第2259号）、漁業共済の加入区の設定（平成8年12月福岡県告示第2260号）及び漁業共済の加入区の設定（平成15年4月福岡県告示第869号）は、廃止する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

漁業共済の加入区の名称	加入区の区域	加入区の区分
福吉加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧福吉漁業協同組合の地区	総トン数1トン以上10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業（以下「小型底びき網漁業」という。）
		総トン数1トン以上10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業（以下「小型船びき網漁業」という。）
		総トン数1トン以上10トン未満の漁船により営む漁業であって小型底びき網漁業及び小型船びき網漁業以外のもの（以下「小型一般漁業」という。）
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営むいわし揚縄網漁業（以下「いわし揚操網漁業」という。）及び漁業法に定める第二種共同漁業のうち小型定置網漁業（以下「小型定置網漁業」という。）
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む二双吾智網漁業（以下「二双吾智網漁業」という。）
		小型一般漁業
深江加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧深江漁業協同組合の地区	

加布里加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧加布里漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型一般漁業
船越加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧船越漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業
		小型一般漁業
		いわし揚縄網漁業及び小型定置網漁業
		二双吾智網漁業
岐志新町加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧岐志新町漁業協同組合の地区	小型一般漁業
		二双吾智網漁業
姫島加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧姫島漁業協同組合の地区	小型一般漁業
		小型定置網漁業
野北加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧野北漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業
		小型一般漁業
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業
西浦加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧西浦漁業協同組合の地区	小型一般漁業
		いわし揚縄網漁業及び小型定置網漁業
		二双吾智網漁業
唐泊加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧唐泊漁業協同組合の地区	小型一般漁業
		いわし揚縄網漁業及び小型定置網漁業
		二双吾智網漁業
小呂島加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧小呂島漁業協同組合の地区	小型一般漁業
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業

玄海島加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧玄海島漁業協同組合の地区	小型一般漁業
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業
浜崎今津加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧浜崎今津漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型一般漁業
能古加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧能古漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型一般漁業
姪浜加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧姪浜漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型船びき網漁業
		小型一般漁業
伊崎加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧伊崎漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型一般漁業
福岡加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧福岡漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型一般漁業
奈多加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧奈多漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業
		小型一般漁業
		小型定置網漁業

志賀島加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧志賀島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型一般漁業
弘加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧弘漁業協同組合の地区	小型定置網漁業
		小型一般漁業
箱崎加入区	箱崎漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型一般漁業
新宮加入区	新宮相島漁業協同組合の地区のうち 旧新宮漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業
		小型一般漁業
相島加入区	新宮相島漁業協同組合の地区のうち 旧相島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型船びき網漁業
		小型一般漁業
津屋崎加入区	津屋崎漁業協同組合の地区	小型一般漁業
福間加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧福間漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業
		小型一般漁業
神湊加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧神湊漁業協同組合の地区	小型一般漁業
		小型一般漁業
大島加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧大島漁業協同組合の地区	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により主としてまき網を使用してしいら以外を捕ることを目的とする漁業（以下「一般まき網漁業」という。）
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業であって一般まき網漁業以外のもの

地島加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧地島漁業協同組合の地区	小型一般漁業
		小型定置網漁業
鐘崎加入区	鐘崎漁業協同組合の地区	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により主としてまき網を使用してしいらを捕ることを目的とする漁業（以下「しいらまき網漁業」という。）
		一般まき網漁業
		西町区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの
		中町区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの
		北町区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの
		千代川区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの
		京泊西区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの
		京泊東区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの
		波津加入区
芦屋加入区	遠賀漁業協同組合の地区のうち 旧波津漁業協同組合の地区	小型一般漁業
		小型船びき網漁業
		小型一般漁業
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業

柏原加入区	遠賀漁業協同組合の地区のうち 旧柏原漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型船びき網漁業
		小型一般漁業
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業
岩屋加入区	岩屋漁業協同組合の地区	小型一般漁業
脇田加入区	脇田漁業協同組合の地区	小型一般漁業
脇之浦加入区	脇之浦漁業協同組合の地区	小型一般漁業
馬島加入区	馬島漁業協同組合の地区	小型一般漁業
藍島加入区	藍島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型一般漁業
恒見加入区	恒見漁業協同組合の地区	小型一般漁業

福岡県告示第1144号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ルミエール大川店
- (2) 所在地 福岡県大川市向島字六反田1630番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**福岡県告示第1145号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、法第5

条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年5月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー宝町店

(2) 所在地 福岡県春日市伯玄町2丁目18番 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		24時間	変更後
	開店時刻	閉店時刻		
株式会社サニー	午前10時	午前0時		

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午前0時30分まで	24時間

福岡県告示第1146号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年5月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー那珂川店

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町片縄3丁目113番 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		24時間	変更後
	開店時刻	閉店時刻		
株式会社サニー	午前9時	午前0時		

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午前0時30分まで	24時間

福岡県告示第1146号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	甘木市大字下浦1474-1	17・5・31

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- (1) 男性警察官用合服上衣、男性警察官用合活動服、男性警察官用合服ズボン、
女性警察官用合服上衣、女性警察官用合活動服、女性警察官用合タイトスカート、
女性警察官用合服ズボン、女性警察官用合ベスト
- (2) 男性警察官用雨衣I種、女性警察官用雨衣I種、女性警察官用雨衣II種

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ (アからオ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高

ウ 自己資金

エ 流動比率

オ 経営年数

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- イ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ウ 最近1か年間の事業税に係る納税証明書及び県税に未納のないことの証明並びに消費税の納税証明書(未納のないことの証明)
- エ 法人にあっては財務諸表(申請日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第2号)及び所得税確定申告の写し(申請日の属する年の直前2か年分)
- オ 法人にあっては登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)
- カ 使用印鑑届(県との契約その他に使用するもの)(様式第3号)
- キ 印鑑証明書(3か月以内に発行されたもの)
- ク 営業概要表(様式第4号)
- ケ 入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第5号)
- コ 競争入札参加資格審査申請書受付票(様式第6号)
- サ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
- シ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
- ス 入札担当者委任状(様式第9号)
- セ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第11号)
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ 障害者雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し

チ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し及び調査票

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店
内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請の時期

この公告の日から入札の日まで隨時受け付ける。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知（様式第10号）により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成17年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成17年7月中に実施する「県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

① 男性警察官用合服上衣 2,300着程度

男性警察官用合活動服 400着程度

男性警察官用合服ズボン 2,300本程度

女性警察官用合服上衣 60着程度

女性警察官用合活動服 30着程度

女性警察官用合タイトスカート 60着程度

女性警察官用合服ズボン 60本程度

女性警察官用合ベスト 60着程度

② 男性警察官用雨衣Ⅰ種 2,500着程度

女性警察官用雨衣Ⅰ種 60着程度

女性警察官用雨衣Ⅱ種 20着程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成18年3月31日（金）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部装備課及び契約担当者が指定する場所

(5) その他

(1)の件名ごとにそれぞれ入札を付する。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成17年7月19日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	織維	AA、A
12	01	百貨	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 納入する物品に必要とする生地の供給を受けられること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成11年3月30日10管達第82号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成17年6月10日（金）から平成17年7月19日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成17年7月19日（火） 午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部総務部会計課入札室

(2) 日時

平成17年7月20日（水）午前10時00分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価（各調達物品1着（本）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価（各調達物品1着（本）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Articles and Quantity

- ① Between-season's jackets, part of uniform, for male police officers :
Estimated yearly total 2,300 items
Between-season's work jackets, part of uniform, for male police officers :
Estimated yearly total 400 items
Between-season's trousers, part of uniform, for male police officers :
Estimated yearly total 2,300 items
Between-season's jackets, part of uniform, for female police officers :
Estimated yearly total 60 items
Between-season's work jackets, part of uniform, for female police officers :
Estimated yearly total 30 items
Between-season's tight skirts, part of uniform, for female police officers :
Estimated yearly total 60 items
Between-season's pants, part of uniform, for female police officers :
Estimated yearly total 60 items
Between-season's vests, part of uniform, for female police officers :
Estimated yearly total 60 items
- ② Rainwear (type1) for male police officers : Estimated yearly total 2,500 items
Rainwear (type1) for female police officers : Estimated yearly total 60 items
Rainwear (type2) for female police officers : Estimated yearly total 20 items
- (2) Time Limit of Tender
5:15 PM on July 19, 2005
- (3) Section where to enquire about this Notice of Tender :

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan

Tel 092-641-4141 (Ext. 2233)

公告

落札者等について次のとおり公示します。

平成17年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
人事給与システム運用業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県教育庁総務部総務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成17年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
T I S 株式会社産業第2事業部九州支社
 - (2) 住所
福岡市博多区奈良屋町2番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
39,599,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定15条1(d)に該当

教育委員会

福岡県教育委員会告示第12号

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館として平成17年6月10日
右記施設を登録したので告示する。

平成17年6月10日

福岡県教育委員会

施設名	所在地	設置者
田川市石炭資料館 及び産業ふれあい館	福岡県田川市大字伊田2734番地の1	田川市

正 認

発行年月日	公報番号	種類	同左番号	ページ	欄		行	備考	正		認
					上	下					
17・5・25	2391	監査委員 告示	3	15	○		12		○富田徳一○	●入江種文●	